

平成25年9月27日

お客さま各位

淡陽信用組合

「だんよう教育資金贈与預金口座」の取扱開始について

当組合では、平成25年度税制改正における「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」に対応する商品として「だんよう教育資金贈与預金口座」を平成25年10月1日(火)より取扱い致します。

本制度は、平成27年12月30日(水)までに祖父母さま等がお孫さま等に対して、教育資金を一括贈与し、お孫さま等の名義で開設された預金口座にお預け入れいただいた金銭が対象となります。なお、本預金口座にお預け入れされた金銭を教育資金のお支払いに充当される場合、学校等からの領収書等のご提出が必要となります。

制度の詳細・教育資金の詳細は、国税庁および文部科学省のホームページでご確認いただけます。

<商品概要>

項目	内容
商品名	「だんよう教育資金贈与預金口座」
対象となる預金	普通預金 ※ 本口座はATM・インターネットバンキングでのお取引はお取扱いいただけません。 ※ 口座開設時に教育資金管理契約を締結させていただきます。
適用利率	店頭表示金利(普通預金利率)
ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方と書面にて贈与契約を締結している30歳未満のお客さま
最低お預け入れ額 (預入単位)	10万円(1円単位)
お預け入れ限度額	1,500万円(利息は預入限度額に含みません)
お預け入れ期限	平成27年12月30日(水)まで
お預け入れ方法	口座開設店の窓口でお預け入れいただけます。 お預け入れの対象資金を、贈与契約後2カ月以内で、非課税措置の適用を受ける目的の資金に限定させていただきます。
お引出し方法	店頭窓口で随時お引出しいただけます。 口座開設店以外の窓口、ATM、およびインターネットバンキングによるお引出しはお取扱いできません。
口座維持手数料	無料

※ 詳しくは最寄りの「当組合」の本支店の窓口までお問い合わせください。

以上